

○総務省令第百五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「㊦」を削り、同別表注2を次のように改める。

2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第二号の二の四及び別表第二号の二の五中「氏 名」を「氏 名

」に、「氏名を白筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を白筆で記入したときは、押印を省略することができる」を挿入。

別表第二号の六中「㊦」を削り、同別表注1(2)を次のように改める。

- (2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申出人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第三号中「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「㊦」を削る。

別表第四号の四中「印」を削り、同別表注1(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、認定免許人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号の二中「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「(印)」を削る。

別表第五号の三中「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「印」を削る。

別表第五号の四一の欄中「印」を削り、同別表注3(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。た

だし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号の五及び別表第五号の六中「代表者氏名（注1）」

印」を「代表者氏名（注1）」

1）」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を添える。

別表第五号の七一の欄中「印」を削り、同別表注2③を次のように改める。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第十一号から別表第十一号の四までの規定中「印」及び「（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を削る。

別表第十二号中「印」を削る。

別表第十二号の二及び別表第十二号の三中「印」及び「（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を削る。

別表第十二号の四中「㊦」を削る。

別表第十四号中

フリガナ
氏名

㊦

を

フリガナ
氏名

に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

氏名又は名称及び代
表者氏名

フリガナ

別表第一号から別表第一号の四までの規定中

--	--

	「	
	氏名又は名称及び代 表者氏名	
	フリガナ	
	印	
	」	

「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人」や「法人」は「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を記す。

別表第三号中「印」を削り、同別表注2(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第三号の二一の欄中「印」を削り、同別表注4(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第三号の三中「印」を削り、同別表注2(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第三号の四一の欄中「印」を削り、同別表注3(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

「氏名又は名称及び代フリガナ

別表第三号の五及び別表第三号の六の規定中

表者氏名	
------	--

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
印	

「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人」を「法人」とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を記す。

別表第三号の七一の欄中「印」を削り、同別表注3(3)を次のように改める。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ

り特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第四号1の欄中「印」を削り、同別表注3(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第四号の二1の欄中「印」を削り、同別表注3(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第四号の三1の欄中「印」を削り、同別表注3(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号1の欄中「印」を削り、同別表注3(2)オを次のように改める。

オ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号の二一の欄中「印」を削り、同別表注2(2)エを次のように改める。

エ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号の三一の欄中「印」を削り、同別表注2(2)を次のように改める。

(2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ

り特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第六号の五及び別表第六号の七中「印」を記す「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。」や「法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。」に於ける。

別表第六号の八一の欄中「印」を記す、別表注5(3)を次のように定める。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。た

だし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第七号から別表第七号の三までの欄中「印」を記す「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。」や「法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。」に於ける。

別表第八号及び別表第八号の三中

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
---------------	------

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
印	

「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人」を「法人」とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」とする。別表第八号の四一の欄中「印」を削り、同別表注2(3)を次のように改める。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。た

だし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第八号の六中「印」を削り、同別表注1③を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第九号中「㊟」を削り、同別表注2①を次のように改める。

- (1) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第十一号中「印」を削り、同別表注2③を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ

り特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第十二号1の欄中「印」を削り、同別表注3(3)を次のように改める。

- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第三条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第四号中「㊦」を削り、同別表注2を次のように改める。

- 2 ※2については、法人の場合は、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

別表第五号中「印又は署名」を削る。

別表第九号中「㊦」を削り、同別表注3を次のように改める。

- 3 ※3については、法人の場合は、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部改正)

第四条 電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号様式中「㊦㊧（注2、注3） ㊨」を「㊦㊧（注2）」に、「㊨4」を「㊨3」に、「㊨5」を「㊨4」に改め、同様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別表第二号様式中「㊦㊧（注2、注3） ㊨」を「㊦㊧（注2）」に改め、同様式注中2を削り、3を2とする。

別表第三号様式中「㊦㊧（注2、注3） ㊨」を「㊦㊧（注2）」に、「㊨4」を「㊨3」に改め、同様式注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭」を削る。

様式第二号中「㊦㊧」を削る。

様式第三号から様式第六号まで及び様式第八号から第十三号までの規定中「㊦」を削る。

(無線従事者規則の一部改正)

第六条 無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第四号様式第一中「㊦」を削り、同様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5から8までを一つ繰り上げ、同様式第二中「㊦」を削り、同様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式第三中「㊦」を削り、同様式注中3を削り、4を3とし、5を4とし、6及び7を一つ繰り上げる。

別表第五号様式中「㊦」を削り、同様式注2を次のように改める。

2 ※2については、法人の場合は、名称及び代表者名を記入すること。

別表第十一号様式中

氏名	フリガナ (姓)	(名)	
印	漢字 (姓)	(名)	印

氏名を自筆で記入したとき、は押印を省略できます。

を

氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)

に改める。

別表第十六号様式中「㊦」を削り、同様式注2(5)を削る。

確認欄	職名及び氏名 Name and Signature of Ship Master	印

を

確認欄	職名及び氏名 Name and Signate of Ship Master

に、

別表第十七号様式中

別表第十九号様式及び別表第二十号様式の規定中「(印) 名を印筆で記入したときは、押印を省略でき

を

に改める。

る。）」及び「㊦」を削る。

別表第二十一号様式中 「氏 名 (氏 名を白筆で記入した 印 ときは、押印を省略でき る。) 」を「氏 名」に改める。

別表第二十五号様式中 「(氏 名を白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「㊦」を削る。
(登録検査等事業者等規則の一部改正)

第七条 登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「㊥」を削り、同別表注2(2)を次のように改める。

(2) 氏名については、申請者が個人の場合は、氏名を記載すること。また、申請者が法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第二号中「㊥」を削る。

別表第三号中「㊥」を削り、同別表注2を次のように改める。

2 申請者が法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載するこ

と。

別表第六号中 「登録検査等事業者の印」を「登録検査等事業者の印」に改め、同別表注1を次のように改める。

注1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。
別表第八号中「印」を削り、同（1枚目）注1を次のように改める。

注1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。
（登録修理業者規則の一部改正）

第八条 登録修理業者規則（平成二十七年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中 「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改め、 「また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。」を削る。

別表第三号中 「印」及び 「また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。」を削る。

別表第五号及び別表第六号中 「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改め、 「また

、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。」を削る。
別表第七号及び別表第九号中「印」及び「また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。」を削る。

附 則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。